

高知大学全学財務委員会規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 349 号

最終改正 平成 31 年 3 月 27 日規則第 98 号

(設置)

第 1 条 高知大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人高知大学組織規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、高知大学全学財務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、全学的立場から収入の確保、予算の適正かつ効率的な執行及び本学の将来発展に向けてその組織機構、施設等基本的計画及び方策を審議する。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次の事項について審議を行い、その結果を役員会に報告するものとする。

- (1) 収入の確保に関する事項
- (2) 全学的な予算配分及び決算に関する事項
- (3) 予算の確保及び執行結果の点検・評価に関する事項
- (4) 本学の総合的な整備計画の基本的方策に関する事項
- (5) 土地・建物の施設整備に関する事項
- (6) その他役員会が必要と指示した事項

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（非常勤の理事を除く。）
- (2) 共通教育主管
- (3) 学部長
- (4) 医学部附属病院長
- (5) 研究科長
- (6) 専攻長
- (7) 学系長
- (8) 学術情報基盤図書館長
- (9) センター連絡調整会議議長
- (10) 事務局長

(11) 事務局職員 2人

(12) その他委員長が必要と認めた者

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(招集)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員が都合により委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(特別委員会等)

第8条 委員会は、特定の重要な事項を審議するため特別委員会を、特定の事項を協議するため専門委員会を置くことができる。

2 特別委員会及び専門委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(幹事)

第9条 委員会の運営を補佐するため、幹事を置く。

2 幹事は、財務部長をもって充てる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、財務部財務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 8 月 7 日規則第 26 号）

この規則は、平成 18 年 8 月 7 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 12 月 10 日規則第 45 号）

この規則は、平成 20 年 12 月 10 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 85 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 8 日規則第 7 号）

この規則は、平成 23 年 6 月 8 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 23 日規則第 59 号）

この規則は、平成 25 年 1 月 23 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 9 日規則第 115 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 155 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 8 日規則第 78 号）

この規則は、平成 29 年 3 月 8 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 86 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 98 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。